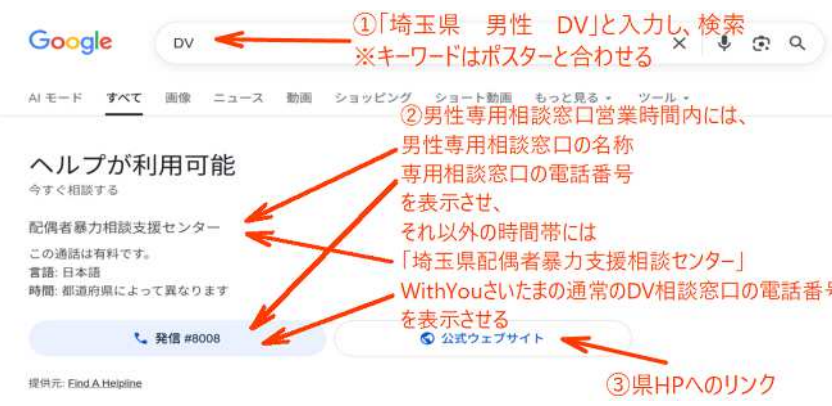


令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	<p>仕様書「4 委託業務の内容」について、 「(1) WEBターゲティング広告 ア 検索サイトにおける検索結果での表示」 ・対象者がGoogle等の検索サイトにおいて、県において別途指定する特定のキーワードで検索した場合に、埼玉県のDV相談窓口である『埼玉県配偶者暴力相談支援センター』について、名称、電話番号並びに営業日及び営業時間が表示されるよう設定する。表示させる内容は別途指定する。」とありますが、こちらはディスプレイ広告ではなく、リスティング広告について言及しておりますでしょうか。</p> <p>その場合、「名称、電話番号並びに営業日及び営業時間」の「電話番号」についてGoogleの場合、電話番号表示オプションで必ず電話番号が表示される保証はないため、すべての検索結果に表示することは必須ではないという認識でよいでしょうか。</p>	<p>「(1) WEBターゲティング広告 ア 検索サイトにおける検索結果での表示」に記載の内容は、ウェブページに自動的に表示されるディスプレイ広告ではなく、下記画像のようなヘルプパネル（またはセーフティパネル）を想定しております。</p>  <p>仕様上指定している表示内容（名称、電話番号並びに営業日及び営業時間）については、検索サイトの構造上可能な範囲で表示させるという認識で差し支えありません。</p>
2	<p>実際のバナーは別事業で制作するポスターのデザインをもとに制作すると思いますが、バナーのデザインが評価項目であるため、プロポーザル時にバナーデザイン案の提出は必要でしょうか。提出が必要な場合、ポスターのデザインを見せていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>今回の企画提案の際は任意のバナーデザインを作成の上御提案いただくようお願いいたします。ポスターのデザインについては大変恐縮ですが現在作成中のため、契約候補者確定後に契約候補者に御提示しますので、契約後にポスターデザインを反映したバナーについても作成いただくよう、お願いいたします。</p>